



# 熊本県公報

号外 第 42 号  
平成 20 年 10 月 3 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 条 例
- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (行政経営課) 1

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**
- 1 次に掲げる事務について、宇城広域連合が処理することとした。
    - (1) 火薬類取締法に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務（煙火の消費の許可等に関する事務に限る。）  
移譲先：宇城広域連合（熊本市富合町の区域に係る事務に限る。）（別表第 11 号関係）
    - (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関する事務  
移譲先：宇城広域連合（熊本市富合町の区域に係る事務に限る。）（別表第 28 号関係）
  - 2 その他規定を整理することとした。
  - 3 この条例は、平成 20 年 10 月 6 日から施行することとした。

## 条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 20 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第 60 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 11 号市町村等の欄及び第 28 号市町村等の欄中「各市町村（」の次に「熊本市（熊本市富合町の区域に係る事務に限る。）」を、「宇城広域連合」の次に「（熊本市の区域に係る事務にあっては、熊本市富合町の区域に係る事務に限る。）」を加え、「及び天草広域連合」を「、天草広域連合」に改める。  
附 則  
この条例は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。